

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続(共通編) Ⅲ－3 諸手続(共通編) Ⅲ－3－4 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」という。)等に定める事業再構築に関する計画、経営資源再活用に関する計画、経営資源融合に関する計画、資源生産性革新に関する計画、<u>事業革新設備の導入に関する計画</u>及び中小企業承継事業再生に関する計画の記載事項については、金融商品取引業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。 (1)～(3)(略) (4)産活法第4条第1項及び基本指針<u>十</u>イの過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義について 基本指針<u>十</u>イ2の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。 (5)(略) (6)産活法第24条の2第1項及び基本指針<u>十</u>ハの特例措置を受けよう	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続(共通編) Ⅲ－3 諸手続(共通編) Ⅲ－3－4 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」という。)等に定める事業再構築に関する計画、経営資源再活用に関する計画、経営資源融合に関する計画、資源生産性革新に関する計画及び中小企業承継事業再生に関する計画の記載事項については、金融商品取引業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。 (1)～(3)(略) (4)産活法第4条第1項第1号及び基本指針<u>十一</u>イの過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義について 基本指針<u>十一</u>イ2の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。 (5)(略) (6)産活法第24条の2第1項及び基本指針<u>十一</u>ホの特例措置を受けよ

とする場合について

基本指針十八1の「売上高」については、例えば、営業収益を指す。

(7)産活法第 39 条の2及び基本指針九イの中小企業承継事業再生の認定の基準について

- ① 基本指針九イ1の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。
- ② 基本指針九イ2の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。

うとする場合について

基本指針十一ホ1の「売上高」については、例えば、営業収益を指す。

(7)産活法第 39 条の2及び基本指針十一イの中小企業承継事業再生の認定の基準について

- ① 基本指針十一イ1の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。
- ② 基本指針十一イ2の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。